

浦安市立保育所乳児等通園支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立保育所（以下「保育所」という。）における児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「市立保育所乳児等通園支援事業」という。）を実施することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

(対象)

第2条 市立保育所乳児等通園支援事業の対象となる児童は、法第24条第1項の規定による保育の対象とならない生後6か月から満3歳未満までの児童とする。

(実施保育所)

第3条 市立保育所乳児等通園支援事業を実施する保育所は、浦安市立高洲保育園とする。

(実施日)

第4条 事業の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日は実施しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) その他市長が指定する日

(保育時間)

第5条 市立保育所乳児等通園支援事業の保育時間は、原則として午前10時から午後4時までとする。

(定員)

第6条 市立保育所乳児等通園支援事業の定員は、1日当たりおおむね7人とする。

(利用可能時間)

第7条 私立保育所乳児等通園支援事業の利用可能時間は、児童一人当たり月

10 時間を限度とする。

(利用予約の申込み)

第 8 条 市立保育所乳児等通園支援事業を利用しようとする児童の保護者（以下、「申込者」という。）は、原則として利用開始希望日の前日までに、電話又はこども誰でも通園制度総合支援システムにより利用予約の申込をするものとする。

(承諾)

第 9 条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、利用の諾否を決定する。

2 市長は、前項の規定により利用の諾否を決定したときは、その結果を、こども誰でも通園制度総合支援システムにより申込者に通知する。

3 市長は、正当な理由があるときは、市立保育所乳児等通園支援事業の利用について取り消すことがある。

(費用負担)

第 10 条 申込者は、市立保育所乳児等通園支援事業の利用に要する費用として、1 時間について300円を負担しなければならない。

2 申込者は、やむを得ない理由で、利用時間を超過する場合は、その超過した時間1 時間について300円を負担しなければならない。

3 昼食又は補食を利用する場合は、その実費に相当する額を負担しなければならない。

(利用料減免)

第 11 条 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、前条第 1 項及び第 2 項に規定する利用料について、減免する。なお、当該減免の申請がなされ、適用が認められた時点から対象とする。

(1) 本事業による支援を受けた日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である世帯に属するこどもの場合 こども 1 人当たり 1 時間300円

(2) 申込者及び当該申込者と同一の世帯に属する者について特定乳児等通園支援のあった月の属する年度（特定乳児等通園支援のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規

定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第328 条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26 年内閣府令第44号）第21 条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が77,101 円未満である場合又は町村民税世帯非課税者である場合（前号に掲げる場合を除く。） こども 1 人当たり 1 時間200円

（補則）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、市立保育所乳児等通園支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。